

浚渫土砂搬入の手引

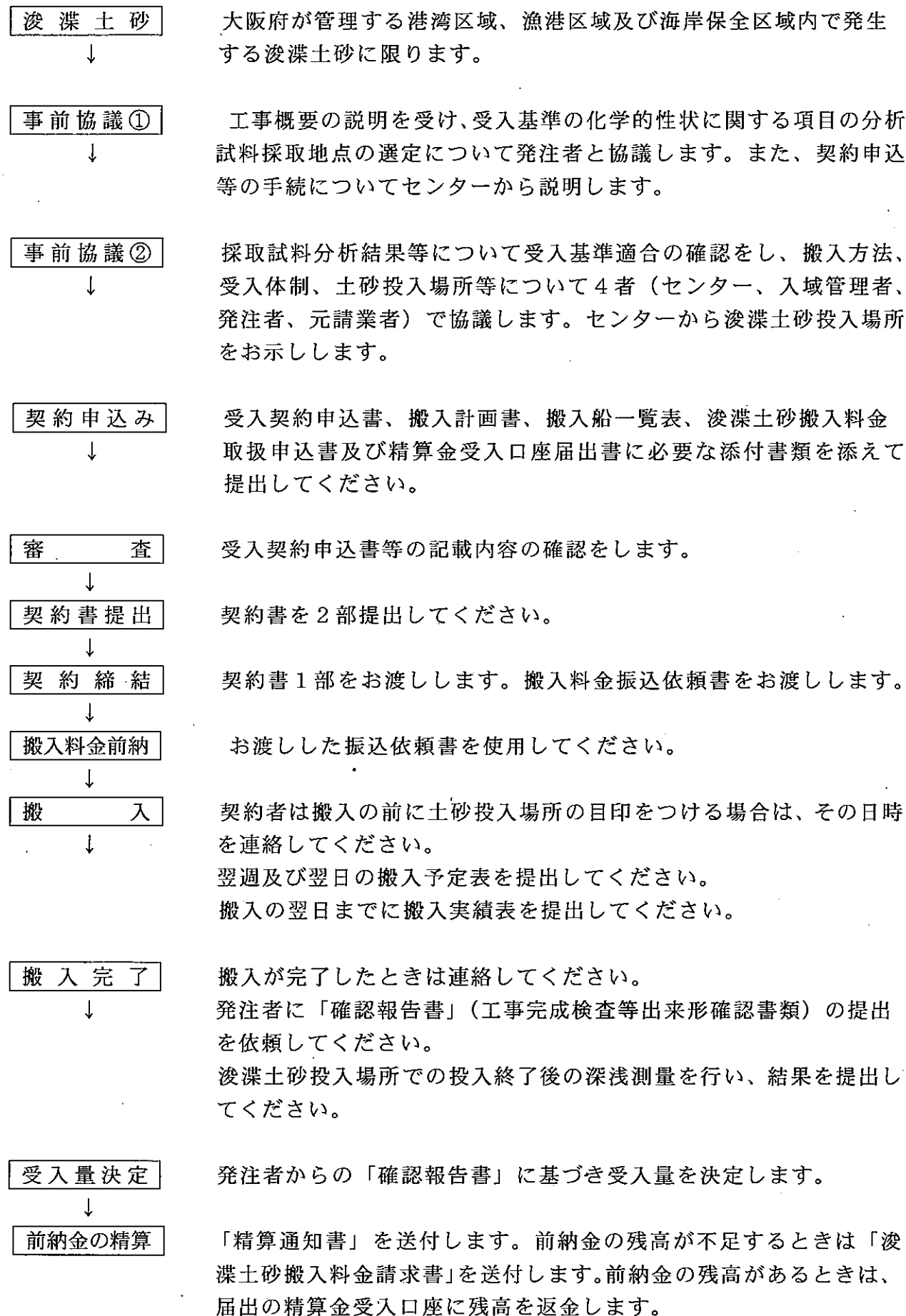
平成26年6月

公益財団法人大阪府都市整備推進センター
阪南事業所

目 次

浚渫土砂に係る受入契約・搬入等のフロー	1
浚渫土砂の搬入について	2
1 搬入場所	2
2 受入時間及び受入休業日	2
3 受入対象者及び受入対象物	2
4 事前協議（契約申込前の協議）	2
5 契約申込み	3
6 契約の締結	4
7 搬入料金の前納	4
8 搬入予定の事前連絡	4
9 搬入（当日）	4
10 受入量の決定等（搬入終了後）	5
11 前納金の精算	5
12 契約申込書の内容の変更	5
13 その他の留意事項	6
浚渫土砂に適用する受入基準	7
阪南2区への浚渫土砂搬入船舶に係る入出域要領	9
契約申込書等の様式	16
浚渫土砂受入契約申込書	17
搬入計画書	19
搬入船一覧表	20
浚渫土砂搬入料金取扱申込書	21
精算金受入口座届出書	22
浚渫土砂受入契約申込変更申請書	23
確認報告書	24
契約申込書等記入要領	25
浚渫土砂受入契約申込時の必要書類確認シート	31

浚渫土砂に係る受入契約・搬入等のフロー



浚渫土砂の搬入について

公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）は、大阪府港湾局が実施する阪南２区整備事業の一環として、大阪府が管理する港湾区域、漁港区域及び海岸保全区域内で発生する浚渫土砂の受入れを行っています。浚渫土砂を阪南２区へ搬入されたい方は、センターと浚渫土砂受入契約を締結していただく必要がありますので、この「浚渫土砂搬入の手引」に従って手続してください。

1 搬入場所

阪南港 阪南２区整備事業区域（岸和田市岸之浦町 地先）

2 受入時間及び受入休業日

(1) 受入時間

原則として、午前８時３０分から午後５時までとします。

(2) 受入休業日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、８月１３日から８月１５日まで並びに１２月２９日から翌年の１月４日までを受入休業日とします。

(3) 臨時休業

台風接近等により気象台から大阪府域に暴風、高潮、津波の各警報が発表されたときは、浚渫土砂の受入れを停止し臨時休業とします。

3 受入対象者及び受入対象物

(1) 受入対象者

大阪府が管理する港湾区域、漁港区域及び海岸保全区域内において行われる浚渫に係る工事を受注した元請業者（以下「元請業者」という。）に限ります。

(2) 受入対象物

大阪府が管理する港湾区域、漁港区域及び海岸保全区域内で発生する浚渫土砂であって、センターが定める「浚渫土砂に適用する受入基準」に適合すると認めるものに限ります。

4 事前協議（契約申込前の協議）

浚渫土砂の搬入を希望される方は、次の書類等をご準備のうえ、事前に協議してください。

受付場所： 公益財団法人大阪府都市整備推進センター 阪南事業所

〒596-0016 岸和田市岸之浦町 9 番地

電話番号 072-431-1793 FAX番号 072-431-1783

受付時間： 午前８時３０分から午後５時まで（午後０時１５分から午後１時までを除く。）

【事前協議①に必要な書類等】

- 工事計画の概要
- 受入基準の化学的性状に関する項目の分析試料採取地点の計画位置図
- 土運船の種類（底開式土運船・密閉式土運船の別）及び積載容量

【事前協議②に必要な書類等】

- 工事請負契約書（写）
- 採取試料分析結果
- 工事計画（工事場所位置図、工事区域図、工事工程表、作業内容）
- 搬入計画（搬入量、搬入期間、搬入隻数、搬入頻度、搬入ルート）
- 搬入時の船団構成（押船・引船、底開式土運船・密閉式土運船、その他投入作業に使用する船舶）
- 船舶の積載容量が確認できる図面（土運船のみ）

5 契約申込み

契約は原則として元請業者とセンターで行います。契約申込み時には、次の書類が必要です。受付場所及び受付時間は事前協議と同じです。

なお、搬入期間が複数年度にまたがる場合は、年度別の搬入見込量を記載した書面を提出してください。

(1) 浚渫土砂受入契約申込書

【添付書類】

- ①工事請負契約書（写）
- ②工事計画書（工事場所位置図、工事区域図、工事工程表、作業内容）
- ③分析結果表

受入基準の化学的性状に関する項目についての分析結果表（分析機関が発行した計量証明書の原本）を提出してください。分析結果表の有効期間は、原則として分析日から1年間とします。また、試料採取地点の位置図を添付してください。

④その他

センターが定める「阪南2区への浚渫土砂搬入船舶に係る入出域要領」（以下「入出域要領」という。）に記載する、入出域船舶との連絡調整、避難時（受入中止時）の連絡系統、事故等（緊急時）の通報連絡系統の各図を提出してください。

(2) 搬入計画書

【添付書類】

- ① 搬入ルート図

(3) 搬入船一覧表

【添付書類】

- ① 各船舶の積載容量が確認できる図面（土運船のみ）
- ② 船舶安全法第9条に基づく船舶検査証書の写し（検査対象外船舶を除く）
- ③ 各船舶の全形写真

(4) 浚渫土砂搬入料金取扱申込書

(5) 精算金受入口座届出書

6 契約の締結

(1) 契約書の提出

契約申込書の審査が終了しましたら、センターから契約書2部をお渡ししますので、これに押印のうえ、センター阪南事業所に提出してください。

(2) 契約の締結

契約締結事務が終わりましたら、センターからその旨連絡しますので、センター阪南事業所に契約書を取りに来てください。

(3) 搬入料金振込依頼書

契約書をお渡しする際に「搬入料金振込依頼書」をお渡しします。

7 搬入料金の前納

センターと契約を締結した元請業者（以下「契約者」という。）は、浚渫土砂を搬入しようとするときは、契約量に相当する搬入料金（契約量に搬入料金単価を乗じた金額（消費税等を含む））を搬入予定日の前日（銀行の休業日を除く）までに「搬入料金振込依頼書」により、過不足なく契約者名義で銀行振込により前納してください。なお、振込手数料は振込人負担となります。

[浚渫土砂搬入料金]

搬入単価	1, 300円/m ³
消費税等	104円/m ³
合計	1, 404円/m ³

また、分割納付による場合は、浚渫土砂搬入料金取扱申込書に「分納計画書」を添付して提出してください。

8 搬入予定の事前連絡

契約者は、搬入の前に土砂投入場所の目印竹等を設置する場合は、その日時を事前に連絡してください。

契約者は、金曜日の午前中（金曜日が受入休業日の場合は、直前の営業日の午前中）までに翌週の搬入予定表を、センター阪南事業所に電子メール又はFAXにより提出してください。また、搬入予定日前日の午前中（搬入予定日前日が受入休業日の場合は、直前の営業日の午前中）に翌日の搬入予定表を提出してください。

9 搬入（当日）

(1) 遵守事項

浚渫土砂の搬入に際しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）その他の関係法令並びに「入出域要領」を遵守してください。

なお、搬入完了後は、投入場所の位置決めを使用した目印竹等は、速やかに撤去してください。

(2) 搬入船

契約申込時に提出した搬入船一覧表に記載した船舶（土運船及び押船・引船）以外は使用できません。搬入船を追加するときは、あらかじめ「浚渫土砂受入契約申込変更申請書」を提出してセンターの承認を得てください。

(3) 指定場所への投入

搬入当日は、搬入船舶の搬入場所への入出域、浚渫土砂の指定場所への投入等搬入方法についてセンターの指示に従ってください。

(4) 搬入量の把握

浚渫土砂の受入量は、最終的には発注者の「確認報告書」（工事完成検査等出来形確認書類）に基づき決定しますが、搬入期間中は搬入船舶の積載量と搬入隻数より求めた搬入量を把握してください。また、搬入日の翌日までに当日の搬入実績表を提出してください。

なお、搬入が完了したときは、速やかにセンターに連絡してください。

10 受入量の決定等（搬入終了後）

(1) 確認報告書

当該契約に係る浚渫土砂の搬入終了後、搬入浚渫土砂についての確認土量、確認方法等を記載した確認報告書の提出を発注者に依頼してください。確認報告書には、浚渫工事場所での浚渫前後の深浅測量結果等に基づく土量計算書（工事完成検査等出来形確認書類）を添付してください。

(2) 発注者がセンターに提出した確認報告書に基づき、受入量を決定します。

受入量は、1 m³未満を切り捨てます。

(3) 搬入終了後、土砂投入場所での深浅測量結果のデータをセンターに提出してください。ただし、超音波測量またはレッド測量等の深浅測量方法等について、事前協議②において決定します。

11 前納金の精算

(1) 精算通知書の送付

受入量の決定後、契約量に相当する搬入料金（前納金）と受入決定量に相当する搬入料金（受入決定量に搬入料金単価を乗じた金額（消費税等を含む））の差引精算金の額を記載した「精算通知書」をセンターから契約者に送付します。

(2) 前納金の精算

精算通知書受領後、前納金に不足があるときは、同封の浚渫土砂搬入料金請求書に記載の金額を請求書に記載する期日までに契約者名義で銀行振込により納入してください。

また、前納金に残高が存するときは、前納金から受入決定量に相当する搬入料金を控除した残金を、センターの定める期日にセンターから精算金受入口座届出書の指定口座に振り込みます。

12 契約申込書の内容の変更

契約申込書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、「浚渫土砂受入契約申込変更申請書」によりセンターに申し出て承認を得てください。

13 その他の留意事項

搬入に当たっては、次のことにご留意ください。

- (1) 浚渫土砂搬入時のセンターの指示については、誠意をもって従ってください。
- (2) 浚渫土砂受入契約申込書の記載事項について、虚偽又は不正が判明したときは、以後の搬入を認めない場合があります。
- (3) 契約書及び入出域要領に定めた事項に違反したときは、以後の搬入を認めない場合があります。
- (4) 航行中の船舶から浚渫土砂が飛散・流出しないよう、必要な措置を講じてください。
- (5) 船舶の入出域に際して、干潟の潜堤等の航路障害物に十分注意してください。

浚渫土砂に適用する受入基準

阪南2区において受け入れる浚渫土砂は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）その他の関係法令等に定める基準に適合したものとし、以下の基準を満たすものとする。

1 化学的な性状の基準

項 目		基 準 値	
		含有量基準	溶出量基準
(1)	水銀又はその化合物	除去基準*未満	検液 1Lにつき 0.005 mg 以下
(2)	カドミウム又はその化合物		検液 1Lにつき 0.1 mg 以下
(3)	鉛又はその化合物		検液 1Lにつき 0.1 mg 以下
(4)	六価クロム化合物		検液 1Lにつき 0.5 mg 以下
(5)	ひ素又はその化合物		検液 1Lにつき 0.1 mg 以下
(6)	シアン化合物		検液 1Lにつき 1.0 mg 以下
(7)	アルキル水銀化合物		検液中に検出されないこと
(8)	有機りん化合物		検液 1Lにつき 1.0 mg 以下
(9)	ポリ塩化ビフェニル	乾泥 1 kgにつき 10 mg 未満	検液 1Lにつき 0.003 mg 以下
(10)	銅又はその化合物		検液 1Lにつき 3.0 mg 以下
(11)	亜鉛又はその化合物		検液 1Lにつき 2.0 mg 以下
(12)	ふっ化物		検液 1Lにつき 15.0 mg 以下
(13)	トリクロロエチレン		検液 1Lにつき 0.3 mg 以下
(14)	テトラクロロエチレン		検液 1Lにつき 0.1 mg 以下
(15)	ベリリウム又はその化合物		検液 1Lにつき 2.5 mg 以下
(16)	クロム又はその化合物		検液 1Lにつき 2.0 mg 以下
(17)	ニッケル又はその化合物		検液 1Lにつき 1.2 mg 以下
(18)	バナジウム又はその化合物		検液 1Lにつき 1.5 mg 以下
(19)	ジクロロメタン		検液 1Lにつき 0.2 mg 以下
(20)	四塩化炭素		検液 1Lにつき 0.02 mg 以下
(21)	1,2-ジクロロエタン		検液 1Lにつき 0.04 mg 以下
(22)	1,1-ジクロロエチレン		検液 1Lにつき 1.0 mg 以下
(23)	1,1,2-ジクロロエチレン		検液 1Lにつき 0.4 mg 以下
(24)	1,1,1-トリクロロエタン		検液 1Lにつき 3.0 mg 以下
(25)	1,1,2-トリクロロエタン		検液 1Lにつき 0.06 mg 以下
(26)	1,3-ジクロロプロペン		検液 1Lにつき 0.02 mg 以下
(27)	チウラム		検液 1Lにつき 0.06 mg 以下
(28)	シマジン		検液 1Lにつき 0.03 mg 以下
(29)	チオベンカルブ		検液 1Lにつき 0.2 mg 以下
(30)	ベンゼン		検液 1Lにつき 0.1 mg 以下
(31)	セレン又はその化合物		検液 1Lにつき 0.1 mg 以下
(32)	1,4-ジオキサン		検液 1Lにつき 0.5 mg 以下
(33)	有機塩素化合物	試料 1kg につき 40 mg 以下	
(34)	ダイオキシン類	乾泥 1g につき 150pg-TEQ 以下	検液 1Lにつき 10pg-TEQ 以下
(35)	油分	油膜・油臭が認められないこと。	

* 除去基準は「底質の暫定除去基準」（昭和50年10月28日環水管第119号環境庁水質保全局長通知）別紙1により定められる基準をいう。

上記項目に係る試験方法は別表に定める方法とする。

2 その他の性状の基準

項目	基準
最大径	概ね30cm以下であること
臭気	悪臭を放たないこと
廃棄物	産業廃棄物及び一般廃棄物を含まないこと

別表 化学的性状に係る試験方法

1. 試験試料の採取にあたっては、工事対象水域において400mメッシュ毎（工事対象水域が400mメッシュ未満の場合を含む）に採取地点を1地点以上設定するものとする。
ただし、河口部等の堆積底泥の分布状況が変化しやすい場所等においては必要に応じて地点を増加するものとする。
なお、試料採取地点の設定については、あらかじめ協議するものとする。
2. 採泥方法及び分析方法は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月17日環境庁告示第14号）とする。ただし、水銀又はその化合物及びポリ塩化ビフェニルの含有量は「底質調査方法」（平成24年8月8日環水大水発第120725002号環境省水・大気環境局長通知）、ダイオキシン類の含有量は「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課）、油分は「油汚染対策ガイドライン」（平成18年3月中央環境審議会土壌農薬部会土壌汚染技術基準等専門委員会）に定める方法とする。

阪南2区への浚渫土砂搬入船舶に係る入出域要領

(目的)

第1条： この要領は、阪南港阪南2区（以下「阪南2区」という。）への浚渫土砂搬入に使用する搬入船の運航に関し、搬入業者が遵守すべき基本的事項を定めることにより、搬入作業の安全を図るとともに、作業区域及びその周辺における一般船舶の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条： この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- 1) 搬入船： 阪南2区への浚渫土砂搬入に使用する船舶をいう。
- 2) 一般船舶： 前号以外の船舶をいう。
- 3) 運航管理者： 搬入船の運航管理を総括する者をいう。
- 4) 受入管理者： 公益財団法人大阪府都市整備推進センター阪南事業所（以下「センター」という。）をいう。
- 5) 入域管理者： センターが発注する建設発生土受入及び海面埋立工事の請負者をいう。

(運航管理者の選任)

第3条： 浚渫工事の施工業者は、搬入船の運航管理を適切に行うため、運航管理者を選任し、運航管理体制を確立する。

- 1) 阪南港長への工事作業許可申請書に、運航管理者（現場責任者）の氏名及び住所を明記するものとする。
- 2) 運航管理者は、搬入船との連絡を密にし、その動静を把握するとともに、的確な指示を行うなど、適切な運航管理にあたるものとする。

(運航管理者の業務)

第4条： 運航管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 搬入船の運航計画の立案に関すること。
- 2) 各種安全対策を搬入船に徹底させること。
- 3) 気象、海象、運航経路、作業区域への入出域、一般船舶の動静及び付近海上交通環境等の情報を搬入船に伝達すること。
- 4) 搬入船の灯火、掲象物、アンカーブイ等の標識の確認に関すること。
- 5) 台風等の荒天時に工事を中止した場合の避泊計画に関すること。
- 6) 入域管理者との連絡に関すること。
- 7) 大型船運航時の搬入船に対する移動の指示の確認に関すること。

(搬入船の動静の連絡)

第5条： 運航管理者は、搬入船の動静に関する情報（当日及び翌日の作業内容等）を、センターに連絡するものとする。なお、動静情報の内容を変更する場合も同様とする。（翌日の入出域予定を、前日の午前中に連絡すること。）

(入域管理者の業務)

第6条： 入域管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 阪南2区への入出域船舶情報を各運航管理者に周知すること。
- 2) 各運航管理者からの入出域及び作業内容の情報を調整し、阪南港長、阪南港湾事務所、周辺岸壁利用者へ連絡すること。
- 3) 入出域及び作業内容の変更等について、阪南港長、阪南港湾事務所、周辺岸壁利用者へ連絡すること。

(搬入船の運航計画)

第7条： 搬入船の運航計画を定めるにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 搬入船の入出域は、原則としてセンター営業日の午前8時30分から午後5時までとする。
- 2) 一般船舶の動静情報を入手し、航路等の狭隘部では、できる限り行き合わないよう運航調整を行うこと。船舶交通が輻輳する海域及び指定錨地付近において錨泊又は停泊待機しないこと。
- 3) 搬入船の運航性能、付近を航行する船舶の状況、航行海域の広狭等を考慮し、必要に応じて十分な性能を有する補助曳船等を配備すること。
- 4) 曳船作業を行う場合は、経路上の海上交通の実態、気象、海象等を勘案のうえ、十分な能力を有する曳船を使用すること。

(搬入船の運航)

第8条： 搬入船の運航時は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 運航管理者と連絡を密にし、気象、海象、一般船舶の動静、工事作業状況、運航経路等の情報を入手し、安全運航に努めること。
- 2) 海上衝突予防法等の海上交通法規を厳守して安全運航に努めること。特に航海中は見張りを厳重にし、できる限り一般船舶の航行の支障とならないように安全を確認のうえ運航すること。
- 3) 港内では、岸壁の前面、指定錨地付近、航路側近等の船舶交通が輻輳する海域にみだりに停泊（錨泊）しないこと。
- 4) 航路、防波堤等により船舶の運航経路が、狭隘となっている海域においては、一般船舶の航行の支障とならないように運航すること。
- 5) 航路の出入口、開口部の近傍においては、船舶の通行路帯を横切らないこと。また、航路等を横切る場合は通行船のないことを確認のうえ、速やかにできるだけ直角に横断すること。

(搬入船の作業区域)

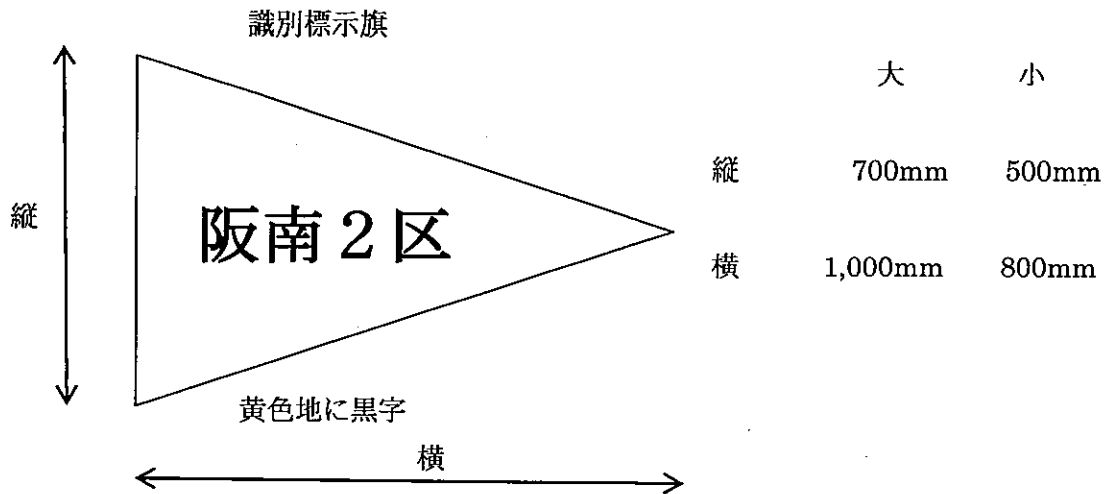
第9条： 搬入船の作業区域は、原則として阪南2区整備事業区域内とする。なお、浚渫土砂の投入場所の詳細は、受入管理者から指示する。

(灯火及び標識)

第10条： 搬入船には、一般航行、操縦性能制限作業等の運航形態に応じて、海上衝突予防法に定め

られた所定の灯火、形象物を掲げるほか、次の識別標示旗を常時掲げること。

識別標示旗は入域管理者から必要最小数貸与するが、搬入終了後に返却すること。紛失等で返却できない場合は現物弁償すること。



(荒天時の措置)

第11条： 入域管理者は、気象、海象が作業中止基準のいずれかの条件に達したとき、又は達するおそれのあるときは、受入管理者と協議の上、運航管理者に搬入作業の中止を助言する。なお、運航管理者は、作業中止基準に達することが予想される場合は、搬入船の運航前に入域管理者に受入の可否について確認するものとする。

- 1) 運航管理者は、入域管理者からの助言により搬入作業を中止した場合は速やかに搬入船に通報するとともに、避難等についての指示を行わなければならない。
- 2) 運航管理者は、本条の措置を採ったときは、その内容を記録するとともに、入域管理者に通報しなければならない。

作業中止基準

平均風速	10 m/s 以上
有義波高	1.0m以上
視界	1,000m以下

(夜間の停泊)

第12条： 搬入船が夜間、作業区域に停泊するときは、必要に応じ保安要員を乗り込ませるとともに、搬入船の船体を照明しなければならない。

(台風等の避難)

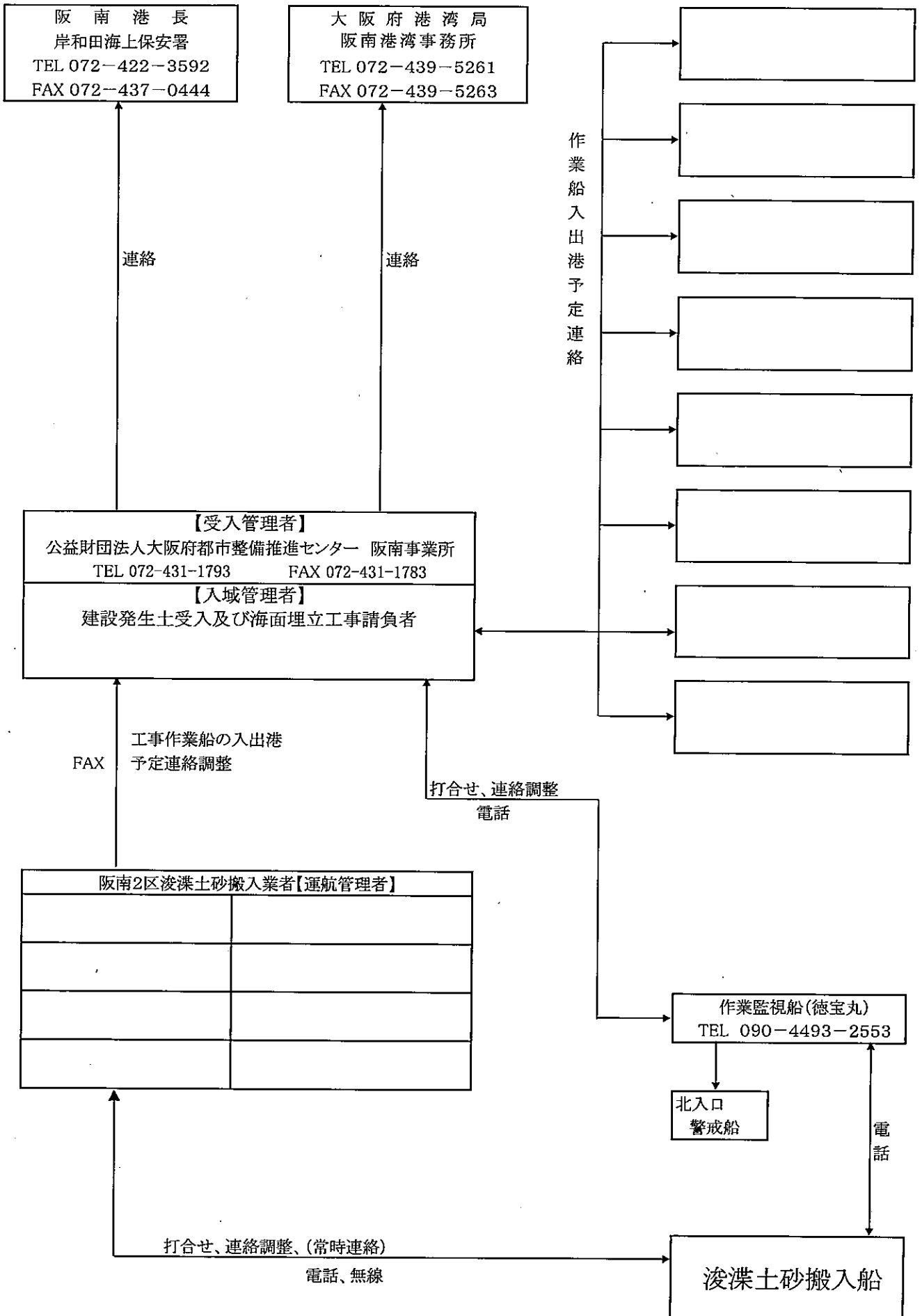
第13条： 運航管理者は、台風の襲来等が予想される場合は、十分な余裕をもって搬入船を避難させるなど所要の措置を講じ警戒体制を整えるとともに、入域管理者に連絡しなければならない。なお、緊急出域した船舶については、避難状況を入域管理者に連絡するものとする。また、入域管理者は、必要に応じて関係官庁ならびに関係機関との協議、調整を行うものとする。

(事故等の通報)

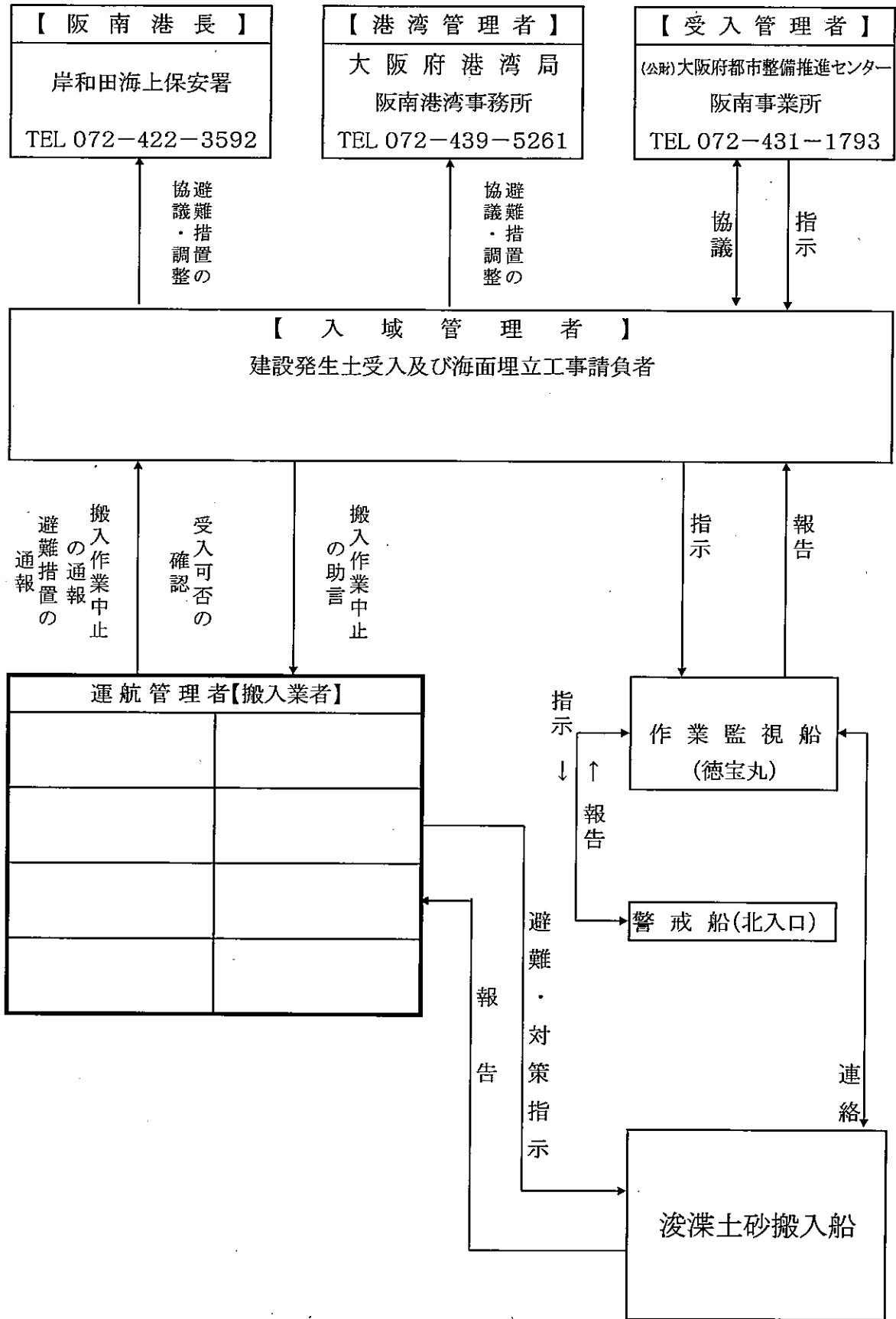
第14条： 搬入船の船長は、作業区域及びその付近海域において海難もしくは工事の実施に伴い事故が発生し、又は他の船舶について海難等の事故を知ったときは、次の事項を直ちに阪南港長に通報するとともに、人命の救助等必要な措置をとらなければならない。また、搬入船の船長又は運航管理者は入域管理者にも連絡するものとする。さらに、運航管理者は、搬入船の船長又は入域管理者から連絡を受けた場合、次の事項を速やかに、関係官庁に通報しなければならない。

- 1) 海難等の発生日時、場所
- 2) 海難等の概要（流出油の有無及びその状況を含む）
- 3) 人命、船体等の異常の有無
- 4) 救助の要否
- 5) 通報時以降の対応策

入出域船舶との連絡調整

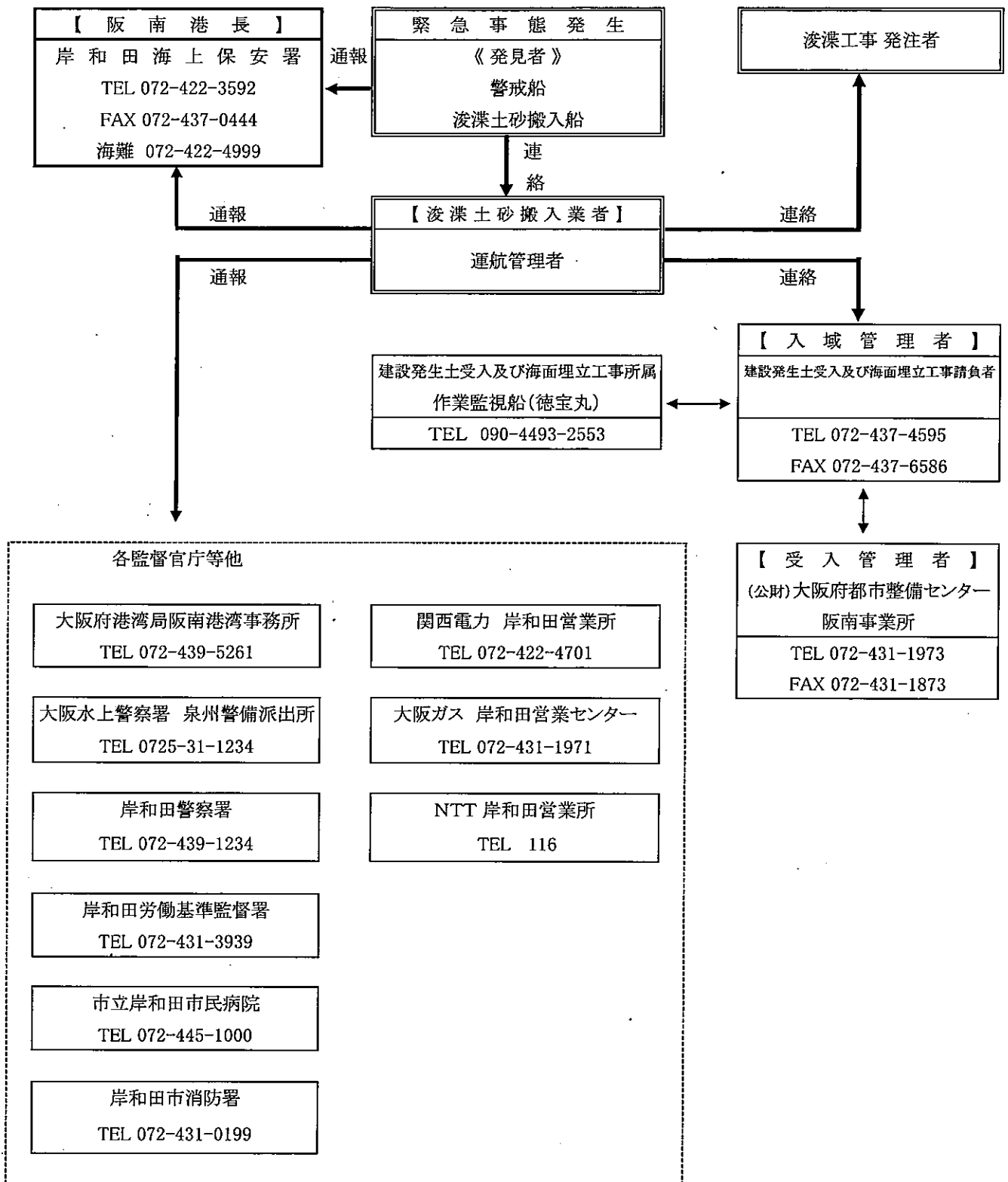


避難時(受入中止時)の連絡系統



注. 避難【受入中止】は、浚渫土受入管理者と入域管理者が協議のうえ、浚渫土受入管理者が決定する。

事故等(緊急時)の通報連絡系統



契約申込書等の様式

浚渫土砂受入契約申込書

搬入計画書

搬入船一覧表

浚渫土砂搬入料金取扱申込書

精算金受入口座届出書

浚渫土砂受入契約申込変更申請書

確認報告書

浚渫土砂受入契約申込書

平成 年 月 日

公益財団法人大阪府都市整備推進センター 様

申 込 者	住 所	郵便番号：		
	名 称			
	代 表 者	⑩		
	電話番号・FAX番号	電話	FAX	
	担当者所属氏名		電話番号	

下記の浚渫土砂の搬入について契約を申し込みます。(複数年度にまたがって搬入の申し込みをされる方は、裏面の所定欄に年度別の搬入見込量を記入して下さい。)

契 約 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
搬 入 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
申 込 土 量 (m ³)						
工 事 内 容	工 事 名					
	工 事 場 所					
	工 事 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
	現場事務所責任者	電話番号				
搬 入 方 法	自 社 ・ 委 託 の 別	自 社 ・ 委 託				
	委 託 の 場 合	運搬業者名				※コード番号
		住 所				
		代 表 者				
		電 話 番 号				
運航管理者						

発 注 者	住 所	
	名 称	
	電 話 番 号	
	担当者所属氏名	

注) 添付書類：工事請負契約書の写し、工事計画書、分析結果表（試料採取地点位置図添付）及び入出域要領に記載する入出域船舶との連絡調整、避難時（受入中止時）の連絡系統、事故等（緊急時）の通報連絡系統の各図

※受付番号	
-------	--

※の欄は記入しないでください。

【年度別の搬入見込量】

		年度	年度	年度	合 計
	搬入見込量	m ³	m ³	m ³	m ³
	搬入数量 (センター記入欄)	m ³	m ³	m ³	m ³

搬入計画書

工 事 名	
工 事 場 所	

船 舶 名 (土運船)	搬入期間 (月～ 月)	搬入数量		搬入頻度 (回/月)
		平均 (m ³ /月)	最大 (m ³ /月)	
搬入時の飛散等 の防止措置				

注) 添付書類：搬入ルート図

※受付番号

※の欄は記入しないでください。

搬入船一覧表

工 事 名	
工 事 場 所	

搬 入 船 舶					
運 搬 業 者 名	船 舶 名	形 式	ト ン 数	積 載 容 量 (m ³)	※コード番号

注) 添付書類 : 各船舶の積載容量が確認できる図面 (土運船のみ)
 船舶安全法第9条に基づく船舶検査証書の写し(検査対象外船舶を除く)
 各船舶の全形写真

※受付番号	
-------	--

※の欄は記入しないでください。

浚渫土砂搬入料金取扱申込書

平成 年 月 日

公益財団法人大阪府都市整備推進センター 様

※契約番号	
-------	--

住 所

名 称

代 表 者

㊞

電話番号

浚渫土砂搬入料金の取扱について、下記のとおり申し込みます。

記

浚渫土砂受入契約書第 3 条第 2 項に基づき料金を前納しますので、浚渫土砂受入決定量に応じて控除をお願いします。

- 但し、
- ① 一括前納します。
 - ② 分納を承認願います。 (回)
別紙、分納計画書のとおり。

振込先 銀行口座		三 井 住 友 銀 行 船 場 支 店 普通 (口座番号) 2221660
		り そ な 銀 行 大 阪 公 務 部 普通 (口座番号) 6228571
		三 菱 東 京 U F J 銀 行 瓦 町 支 店 普通 (口座番号) 4583388
受取人口座名義	公益財団法人 大阪府都市整備推進センター	

浚渫土砂搬入料金： 1, 4 0 4 円 / m³ (税込み)

※受付番号	
-------	--

※の欄は記入しないでください。

精算金受入口座届出書

平成 年 月 日

公益財団法人大阪府都市整備推進センター 様

※契約番号	
-------	--

住 所

名 称

代 表 者

Ⓜ

電 話 番 号

浚渫土砂受入契約書第5条第2項に基づく精算金は、下記口座に振り込んでください。

記

銀行名	銀行	支店
口座番号	普通	
	当座	
(フリガナ)		
口座名義		

※受付番号	
-------	--

※の欄は記入しないでください。

浚渫土砂受入契約申込変更申請書

平成 年 月 日

公益財団法人大阪府都市整備推進センター 様

住 所

名 称

代 表 者

Ⓔ

電 話 番 号

契約番号	
------	--

浚渫土砂受入契約書第13条（第12条）に基づき、下記のとおり申込内容の変更を申請します。

記

申込書提出年月日	平成 年 月 日	契約締結年月日	平成 年 月 日
変 更 事 項	住所・名称・代表者氏名・申込土量・搬入期間・搬入船・その他		
変 更 内 容			

注) 変更内容の詳細を添付すること。

※受付番号

※の欄は記入しないでください。

確認報告書

公益財団法人大阪府都市整備推進センター
阪南事業所長 様

発注者

印

当局（所）発注の工事により発生した浚渫土砂について、貴センターの搬入場所への搬入土量を下記のとおり確認しましたので報告します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
排出事業者	
申 込 土 量	
確 認 土 量	
確 認 方 法	
備 考	

添付書類：出来形確認図面、土量計算書

浚渫土砂受入契約申込書 記入要領

- 申込者
 申込者は発注者から工事を直接請け負った元請業者です。
 住所 元請業者の住所を記入（郵便番号も記入してください）
 名称 元請業者名を記入
 代表者 代表者職氏名を記入（代表者印を押印すること）
 電話番号・FAX 番号 元請業者の電話番号・FAX 番号を記入
 担当者所属氏名 契約担当者の所属氏名及び電話番号（携帯電話も可）を記入
- 契約期間
 希望する契約開始日、契約終了日を記入（複数年度にまたがる契約もできます）
- 搬入期間
 搬入開始予定日、搬入終了予定日を記入（契約期間内に限る）
- 申込土量
 申込土量が契約量となります。通常は、浚渫工事における設計土量としてください。
 数量は整数、単位は m^3 （立方メートル）で記入
 複数年度にまたがって搬入の申し込みをされる方は、申込書の裏面の欄に年度別の搬入見込量を記入してください。
- 工事内容
 工事名 発注者と締結した工事請負契約書に記載された工事名を記入
 工事場所 発注者と締結した工事請負契約書に記載された工事場所を記入
 工事期間 発注者と締結した工事請負契約書に記載された工事期間（工期）を記入
 現場事務所責任者 現場事務所責任者の職氏名と電話番号（携帯電話も可）を記入
- 搬入方法
 自社・委託の別 該当するものを○で囲んでください。（いずれにも該当する場合は両方に○）
 自社：元請業者が自ら運搬する場合
 委託：元請業者が他の者に委託して運搬する場合
- 運航管理者
 浚渫土砂の運搬を委託する場合にあっては、委託する運搬業者名、住所、代表者職氏名、電話番号をそれぞれの欄に記入（複数の業者に委託する場合は、別の用紙に記入し添付）
 入出域要領第2条 3）に定める運航管理者（浚渫土砂搬入船の運航管理を総括する者）の氏名を記入
- 発注者
 住所 発注者の住所を記入
 名称 発注者の名称を記入
 電話番号 工事発注担当者の電話番号を記入
 担当者所属氏名 工事発注担当者所属氏名を記入
- 添付書類
 工事請負契約書の写し 発注者と締結した浚渫工事の工事請負契約書の写し
 工事計画書 工事場所位置図、工事区域図、工事工程表、作業内容を記載した書類
 分析結果表 受入基準の化学的な性状に関する項目についての分析結果（計量証明書の原本）を添付。（試料採取地点の位置図も添付してください）

搬入計画書

- 工事名 発注者と締結した工事請負契約書に記載された工事名を記入
- 工事場所 発注者と締結した工事請負契約書に記載された工事場所を記入。
複数の工事現場を含む契約の場合は、工事現場ごとに用紙を作成し
工事請負契約書に記載された工事場所とともにそれぞれの工事場所
を記入してください。
- 船舶名 浚渫土砂の搬入に使用する土運船の船舶名を記入
- 搬入期間 搬入予定期間を月単位で記入（複数年度にまたがる搬入申込みの場
合は、各年度について当該年度の搬入期間とともに、その期間ごと
に以下の搬入数量、搬入頻度を記入してください）
- 搬入数量
平均 申込土量（ m^3 ）÷搬入期間（月）で計算
最大 最も多い月の数量で記入
- 搬入頻度 平均搬入数量（ m^3 ／月）÷土運船平均積載容量（ m^3 ／回）
- 搬入時の飛散等の防止措置 シートで覆う、積込土量を調整する等運搬時の飛散防止措
置を記入
- 添付書類
搬入ルート図 浚渫工事の施工場所から搬入場所（阪南2区）までの搬入船運行航
路を図面上に示してください。（往路のみで可）

搬入船一覧表

- 工事名 発注者と締結した工事請負契約書に記載された工事名を記入
- 工事場所 発注者と締結した工事請負契約書に記載された工事場所を記入。
複数の工事現場を含む契約の場合は、工事現場ごとに用紙を作成し
工事請負契約書に記載された工事場所とともにそれぞれの工事場所
を記入してください。
- 運搬業者名 自社運搬の場合は「自社」、委託運搬の場合は運搬業者名を記入
- 船舶名 「〇〇丸」「第△△丸」等船舶名を記入（押船・引船については、船
舶検査証書に記載された船名のとおり記入してください。）
浚渫土砂の搬入に使用する土運船、浚渫船（自船に積載して搬入す
る場合）及び押船・引船について記入してください。（浚渫土砂の
投入作業にのみ使用するクレーン付台船、揚錨船等の作業船につい
ては、記入する必要はありません。）
- 形 式 土運船の形式（底開式、密閉式、その他）及び押船・引船等の別を
記入
- ト ン 数 総トン数を記入
- 積載容量 土運船の積載容量を m^3 （立方メートル）単位で記入
- 添付書類
- 船舶の積載容量が確認できる図面（土運船のみ）
- 船舶安全法第9条に基づく船舶検査証書の写し（検査対象外船舶を除く）
有効期間内であることを確認してください。
- 船舶の全形写真 余白に船舶名を記入

浚渫土砂搬入料金取扱申込書

■申込者

住 所 元請業者の住所を記入
名 称 元請業者名を記入
代 表 者 代表者職氏名を記入（代表者印を押印すること）
電 話 番 号 元請業者の電話番号を記入

■一括前納・分納の別 ①一括又は②分納のいずれかを○で囲んでください。分納の場合、分割振込希望回数を記入し、分納計画書を添付してください。

■振込口座 受取人口座名義（公益財団法人 大阪府都市整備推進センター）の下記3銀行のうち振込先銀行を選んで下さい。

三井住友銀行	船場支店	普通（口座番号）	2221660
りそな銀行	大阪公務部	普通（口座番号）	6228571
三菱東京UFJ銀行	瓦町支店	普通（口座番号）	4583388

精算金受入口座届出書

■ 申込者

住 所	元請業者の住所を記入
名 称	元請業者名を記入
代表者名	代表者職氏名を記入（代表者印を押印すること）
電話番号	元請業者の電話番号を記入

■ 振込銀行

銀行名	精算金振込先の銀行名・支店名を記入
口座番号	普通・当座の別、口座番号を記入
口座名義	口座名義を記入し、フリガナを付けてください。

浚渫土砂受入契約申込変更申請書

■申請者

住所 元請業者の住所を記入
名称 元請業者名を記入
代表者 代表者職氏名を記入（代表者印を押印すること）
電話番号 元請業者の電話番号を記入

■契約番号 浚渫土砂受入契約書の契約番号を記入

■変更事項

申込書提出年月日 浚渫土砂受入契約申込書の提出年月日を記入
契約締結年月日 浚渫土砂受入契約の締結年月日を記入
変更事項 住所、名称、代表者氏名、申込土量（契約量）、搬入期間、搬入船、
その他のうち該当するものを○で囲んでください。
変更内容 変更事項について変更内容の概要を記入し、その詳細を添付
工事請負変更契約を伴うものにあつては、工事請負変更契約書の写し

浚渫土砂受入契約申込時の必要書類確認シート

- 浚渫土砂受入契約申込書
- 工事請負契約書の写し
- 工事計画書（工事場所位置図、工事区域図、工事工程表、作業内容）
- 分析結果表（計量証明書の原本。有効期間は原則として分析日から1年間）
- 試料採取地点位置図
- 入出域船舶との連絡調整図（「入出域要領」参照）
- 避難時（受入中止時）の連絡系統図（「入出域要領」参照）
- 事故等（緊急時）の通報連絡系統図（「入出域要領」参照）
- 搬入計画書（複数の工事現場を含む契約の場合は、工事場所ごとに作成）
- 搬入ルート図
- 搬入船一覧表（複数の工事現場を含む契約の場合は、工事場所ごとに作成）
- 各船舶の積載容量が確認できる図面（土運船のみ）
- 船舶安全法第9条に基づく船舶検査証書の写し（検査対象外船舶を除く）
- 各船舶の全形写真
- 浚渫土砂搬入料金取扱申込書
- 分納計画書（一括前納の場合は不要）
- 精算金受入口座届出書